

四日市市組織機構の改編に伴う整備規程を次のように定める。

平成28年3月31日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市組織機構の改編に伴う整備規程

(四日市市役所処務規程の一部改正)

第1条 四日市市役所処務規程(昭和22年四日市市規程第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第1条 四日市市事務分掌条例(昭和32年四日市市条例第10号。以下「条例」という。)第1条に規定する部に次の課、室及び園並びに係を置く。 政策推進部 (略) 総務部 (略) 財政経営部 (略) 市民文化部 (略) 健康福祉部 (略) こども未来部 (略) 商工農水部 <u>商工課 勤労係、商業振興係、工業振興係</u> <u>観光・シティプロモーション課 企画係、事業係</u> 農水振興課 農水政策係、農水畜産係、基盤整備係	第1条 四日市市事務分掌条例(昭和32年四日市市条例第10号。以下「条例」という。)第1条に規定する部に次の課、室及び園並びに係を置く。 政策推進部 (略) 総務部 (略) 財政経営部 (略) 市民文化部 (略) 健康福祉部 (略) こども未来部 (略) 商工農水部 <u>商業勤労課</u> <u>観光推進課</u> <u>工業振興課</u> 農水振興課 農水政策係、農水畜産係、基盤整備係

けいりん事業課

環境部

環境保全課 環境調整係、大気水質係、公害保健係

生活環境課 管理係、施設係、リサイクル係

都市整備部

都市計画課

建築指導課 建築調整係、建築安全係、許可認定係、建築確認係

開発審査課

道路整備課 企画・建設係、改良係、維持第1係、維持第2係

市街地整備・公園課 整備係、区画整理係、公園係

河川排水課 管理係、整備係

道路管理課 管理係、交通安全係

用地課 用地係、境界係

営繕工務課 営繕第1係、営繕第2係、設備係

市営住宅課 管理係、住宅係

2及び3 (略)

第3条 (略)

2 第2条及び前項に定めるもののほか、次に掲げる職を設け、その職務を定める。

職	職を設ける部課等	職務権限
(略)		

けいりん事業課

環境部

環境保全課 環境調整係、大気水質係、公害保健係

生活環境課 管理係、リサイクル係

新ごみ処理施設整備課

都市整備部

都市計画課

建築指導課 建築調整係、建築安全係、許可認定係、建築確認係

開発審査課

道路整備課 企画・建設係、改良係、維持係

市街地整備・公園課 整備係、区画整理係、公園係

河川排水課 管理係、整備係

道路管理課 管理係、交通安全係

用地課 用地係、境界係

営繕工務課 営繕第1係、営繕第2係、設備係

市営住宅課 管理係、住宅係

2及び3 (略)

第3条 (略)

2 第2条及び前項に定めるもののほか、次に掲げる職を設け、その職務を定める。

職	職を設ける部課等	職務権限
(略)		

事業調整監	必要な課に限る。	上司の命を受けて事業の調整その他特定の事務を処理する。
法務専門監	総務部総務課	上司の命を受けて法務その他特定の事務を処理する。
副参事	必要な課に限る。	上司の命を受けて特定の事務を処理する。
(略)		

3 から 5 まで (略)

第 9 条 課及び係の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

危機管理室 (略)

政策推進部 (略)

総務部

総務課

行政係 (略)

法務係

(1) から (8) まで (略)

(9) 行政不服審査会に関するこ
と。

(10) (略)

人事課 (略)

調達契約課 (略)

検査室 (略)

IT推進課 (略)

人権・同和政策課 (略)

事業調整監	必要な課に限る。	上司の命を受けて事業の調整その他特定の事務を処理する。
副参事	必要な課に限る。	上司の命を受けて特定の事務を処理する。
(略)		

3 から 5 まで (略)

第 9 条 課及び係の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

危機管理室 (略)

政策推進部 (略)

総務部

総務課

行政係 (略)

法務係

(1) から (8) まで (略)

(9) (略)

人事課 (略)

調達契約課 (略)

検査室 (略)

IT推進課 (略)

人権・同和政策課 (略)

人権センター (略)

財政経営部 (略)

市民文化部

市民生活課

(1) (略)

(2) 地縁団体の認可及び地縁団体との連絡調整に関すること。

(3) 地域活動の振興及び地域振興に関する地区市民センター業務の調整に関すること。

(4)から(6)まで (略)

(7) 市民交流会館に関すること。

(8) 橋北交流施設に関すること。

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

(18) (略)

市民協働安全課

(1) 市民協働及び市民活動の促進に関すること。

人権センター (略)

財政経営部 (略)

市民文化部

市民生活課

(1) (略)

(2) 地縁団体との連絡調整に関すること。

(3) 地域振興に関する地区市民センター業務の調整に関すること。

(4)から(6)まで (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

市民協働安全課

(1) 市民協働に関すること。

(2) 地域活動の振興に関すること。

(3) 地縁団体の認可に関するこ

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

文化振興課

(1)から(3)まで (略)

(4) 三浜文化会館に関するこ
と。

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) 市民大学及び熟年大学に関
すること。

(10) (略)

(11) (略)

男女共同参画課 (略)

市民課 (略)

健康福祉部 (略)

こども未来部 (略)

商工農水部

と。

(4) (略)

(5) 市民交流会館に関するこ
と。

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

文化振興課

(1)から(3)まで (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) 市民大学に関すること。

(9) (略)

(10) (略)

男女共同参画課 (略)

市民課 (略)

健康福祉部 (略)

こども未来部 (略)

商工農水部

商業勤労課

(1) 商業動向の調査研究及び施
策の企画立案に関すること。

(2) 大規模小売店舗の立地に関
すること。

- (3) 商店街振興等に関するこ
と。
- (4) 商業の近代化及び高度化に
関すること。
- (5) 製品の流通及び振興に関す
ること。
- (6) 商業関係諸団体に関するこ
と。
- (7) 中小企業者に対する融資の
相談に関すること。
- (8) すわ公園交流館に関するこ
と。
- (9) 労働事情の調査研究及び施
策の企画立案に関すること。
- (10) 雇用及び就労に関するこ
と。
- (11) 勤労者の福祉厚生に関する
こと。
- (12) 労働関係団体等との連絡調
整に関すること。
- (13) 勤労者・市民交流センター
に関すること。
- (14) 部の事務事業の調整に関す
ること。
- (15) 部及び課の庶務に関するこ
と。

商工課

勤労係

- (1) 労働事情の調査研究及び施
策の企画立案に関すること。
- (2) 雇用及び就労に関するこ
と。

(3) 勤労者の福祉厚生に関する
こと。

(4) 労働関係団体等との連絡調
整に関すること。

(5) 勤労者・市民交流センター
に関すること。

(6) 部の事務事業の調整に関す
ること。

(7) 部及び課の庶務に関するこ
と。

商業振興係

(1) 商業動向の調査研究及び施
策の企画立案に関すること。

(2) 大規模小売店舗の立地に関
すること。

(3) 商店街振興等に関するこ
と。

(4) 商業の近代化及び高度化に
関すること。

(5) 商業関係諸団体に関するこ
と。

(6) 創業支援に関すること。

(7) 中小企業者に対する融資の
相談に関すること。

(8) すわ公園交流館に関するこ
と。

工業振興係

(1) 工業動向の調査研究及び施
策の企画立案に関すること。

(2) 企業及び研究所の誘致及び
立地に関すること。

(3) 新規産業の創出に関するこ

と。

(4) 工業の近代化及び高度化に
関すること。

(5) 工業関係諸団体に関するこ
と。

(6) 中小企業振興基金に関する
こと。

(7) 地場産業の振興及び育成に
関すること。

(8) 貿易関係諸団体に関するこ
と。

(9) 鈴鹿山麓リサーチパークに
関すること。

観光・シティプロモーション課

企画係

(1) 観光振興の調査研究及び施
策の企画立案に関すること。

(2) シティプロモーションに関

観光推進課

(1) 観光振興の調査研究及び施
策の企画立案に関すること。

(2) 観光資源の創出、保護及び
振興に関すること。

(3) 宮妻峡ヒュッテに関するこ
と。

(4) まつり、花火大会等観光事
業の実施に関すること。

(5) 産業観光に関すること。

(6) 観光宣伝及び誘客に関する
こと。

(7) 観光関係諸団体に関するこ
と。

(8) 課の庶務に関すること。

すること。

(3) 産業観光に関すること。

(4) 観光関係諸団体に関するこ
と。

(5) 地場産品に関すること。

(6) 三重北勢地域地場産業振興
センターとの連絡に関するこ
と。

(7) 課の庶務に関すること。

事業係

(1) まつり、花火大会等観光事
業の実施に関すること。

(2) 観光資源の創出及び振興に
関すること。

(3) 宮妻峡ヒュッテに関するこ
と。

(4) レジャー施設に関するこ
と。

工業振興課

(1) 工業動向の調査研究及び施
策の企画立案に関すること。

(2) 企業及び研究所の誘致及び
立地に関すること。

(3) 新規産業の創出に関するこ
と。

(4) 工業振興のための経営相談
に関すること。

(5) 工業の近代化及び高度化に
関すること。

(6) 工業関係諸団体に関するこ
と。

(7) 中小企業の情報化に関する

農水振興課 (略)

けいりん事業課 (略)

環境部

環境保全課 (略)

生活環境課

管理係

(1)から(5)まで (略)

(6) し尿処理施設の運営管理に関すること。

(7)から(10)まで (略)

こと。

(8) 中小企業振興基金に関する
こと。

(9) 地場産業の振興及び育成に
関すること。

(10) 貿易関係諸団体に関するこ
と。

(11) 物産関係諸団体に関するこ
と。

(12) 三重北勢地域地場産業振興
センターとの連絡に関するこ
と。

(13) 産業基盤整備推進室に関す
ること。

(14) 鈴鹿山麓リサーチパークに
関すること。

(15) 課の庶務に関すること。

農水振興課 (略)

けいりん事業課 (略)

環境部

環境保全課 (略)

生活環境課

管理係

(1)から(5)まで (略)

(6) し尿処理施設の維持管理及
び修繕に関すること。

(7)から(10)まで (略)

(11) 北部清掃事業所、南部清掃
事業所、南部埋立処分場、北
部清掃工場及び楠衛生センタ
ーに関すること。

(12) 北部清掃工場及び南部埋立

(11) (略)

施設係

(1) ごみ及びし尿処理施設、斎場墓地等の維持管理並びに修繕に関すること。

(2) ごみ及びし尿処理施設、斎場墓地等の整備計画並びに用地取得に関すること。

(3) 四日市市クリーンセンター及び南部埋立処分場の周辺環境整備に関すること。

(4) 犬猫等動物の死体処理の受付に関すること。

(5) 犬猫等動物の死体処理料の調定及び徴収に関すること。

(6) 資源物の売却等に関すること。

リサイクル係

(1)から(4)まで (略)

(5) 南北清掃事業所との連絡調整に関すること。

(6)から(8)まで (略)

処分場の周辺環境の整備に係る設計及び工事施行に関すること。

(13) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること。

(14) 主管工事に係る用地の取得及び補償に関すること。

(15) (略)

リサイクル係

(1)から(4)まで (略)

(5) 南北清掃事業所、北部清掃工場、南部埋立処分場及び楠衛生センターとの連絡調整に関すること。

(6)から(8)まで (略)

新ごみ処理施設整備課

都市整備部

都市計画課 (略)

建築指導課 (略)

開発審査課 (略)

道路整備課

企画・建設係

(1)から(4)まで (略)

(5) 課の庶務に関すること。

改良係

(1) (略)

(2) 道路の拡幅及び改良に関する
こと。

(3) (略)

維持第1係

維持第2係

(1)から(6)まで (略)

市街地整備・公園課 (略)

河川排水課 (略)

道路管理課 (略)

(1) 新総合ごみ処理施設の計画
に関すること。

(2) 新総合ごみ処理施設の設計
及び工事施行に関すること。

(3) 新総合ごみ処理施設周辺の
環境整備に係る設計及び工事
施行に関すること。

(4) 主管工事の監督及び竣工検
査に関すること。

(5) 主管工事に係る財産の取得
及び管理に関すること。

(6) 課の庶務に関すること。

都市整備部

都市計画課 (略)

建築指導課 (略)

開発審査課 (略)

道路整備課

企画・建設係

(1)から(4)まで (略)

改良係

(1) (略)

(2) 踏切改良事業の設計及び施行に関する
こと。

(3) (略)

(4) 課の庶務に関すること。

維持係

(1)から(6)まで (略)

市街地整備・公園課 (略)

河川排水課 (略)

道路管理課 (略)

用地課 (略)	用地課 (略)
営繕工務課 (略)	営繕工務課 (略)
市営住宅課 (略)	市営住宅課 (略)

(四日市市事務専決規程の一部改正)

第2条 四日市市事務専決規程(昭和35年四日市市訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

改正後					
別表第1(第5条関係)					
共通事項					
〔1〕 一般的な事項					
事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
(略)					
7 <u>行政不服審査法(平成26年法律第68号)等に基づく次の事務</u>					
<u>(1) 審理員の指名に関すること。</u>			○		
<u>(2) 四日市市行政不服審査会への諮問に関すること。</u>			○		
<u>(3) 裁決に関すること。</u>			○		
(略)					
11 四日市市個人情報保護条例(平成11年四日市市条例第25号)に基づく次の事務					

(1) (略)					
(2) <u>四日市市情報公開・個人情報保護審査会</u> への諮問に関すること。			○		
(3) (略)					
(略)					
20 四日市市情報公開条例(平成12年四日市市条例第63号)に基づく次の事務					
(1) <u>四日市市情報公開・個人情報保護審査会</u> への諮問に関すること。			○		
(2) (略)					
(略)					
〔2〕 人事に関する事項					
事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
(略)					
5 市外、市内出張命令及び復命	副市長	部長、理事及び危機管理監	部の次長、広報監、人権行政監、検査監、保健所長、保健所副所長、廃棄物対策	その他の職員(地域調整監、事業調整監、 <u>法務専門監</u> 及び副参事を含む。)	

			監、治水 対策監、 参事、課 長、地区 市民セン ター館 長、同和 行政推進 監及び政 策推進監		
(略)					
7 職員の休暇（組合 休暇及び特別休暇の うち別に定めるもの を除く。）及び早退 等の承認又は欠勤の 届の受理		部長、理 事及び危 機管理監	部の次 長、広報 監、人権 行政監、 検査監、 保健所 長、保健 所副所 長、廃棄 物対策 監、治水 対策監、 参事、課 長、地区 市民セン ター館 長、同和 行政推進 監及び政 策推進監	その他の職員 （地域調整 監、事業調整 監、 <u>法務専門</u> 監及び副参事 を含む。）	

(略)

〔3〕 財務に関する事項

(略)

改正前

別表第1 (第5条関係)

共通事項

〔1〕 一般的な事項

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
(略)					
7 <u>不服申立てに関する</u> <u>こと。</u>	<u>特に重要</u>	<u>重要</u>	<u>軽易</u>		
(略)					
11 四日市市個人情報 保護条例(平成11年四 日市市条例第25号)に 基づく次の事務					
(1) (略)					
(2) <u>四日市市個人情報</u> <u>保護審議会</u> への諮問 に関すること。			○		
(3) (略)					
(略)					
20 四日市市情報公開 条例(平成12年四日市 市条例第63号)に基 づく次の事務					
(1) <u>四日市市情報公開</u> <u>審査会</u> への諮問に関			○		

すること。

(2) (略)

(略)

〔2〕 人事に関する事項

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
(略)					
5 市外、市内出張命令及び復命	副市長	部長、理事及び危機管理監	部の次長、広報監、人権行政監、検査監、保健所長、保健所副所長、廃棄物対策監、治水対策監、参事、課長、地区市民センター館長、同和行政推進監及び政策推進監	その他の職員 (地域調整監、事業調整監及び副参事を含む。)	
(略)					
7 職員の休暇（組合休暇及び特別休暇のうち別に定めるもの		部長、理事及び危機管理監	部の次長、広報監、人権	その他の職員 (地域調整監、事業調整	

を除く。) 及び早退等の承認又は欠勤の届の受理		行政監、検査監、保健所長、保健所副所長、廃棄物対策監、治水対策監、参事、課長、地区市民センター館長、同和行政推進監及び政策推進監	監及び副参事を含む。)	
(略)				
〔3〕 財務に関する事項				
(略)				

改正後					
別表第2 (第5条関係)					
個別事項					
事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
(略)					
〔総務部〕					
○総務課					
1 から 8 まで (略)					

9	行政不服審査会の運営に関すること。			重要	軽易	
10 (略)						
11 (略)						
12 (略)						
13 (略)						
○人事課 (略)						
○調達契約課 (略)						
○検査室 (略)						
○IT推進課 (略)						
○人権・同和政策課 (略)						
○人権センター (略)						
(略)						
〔市民文化部〕						
○市民生活課						
1 (略)						
2	四日市市自治会連合会に関すること。			重要	軽易	
3	地縁団体の認可に関すること。		重要	軽易		
4 (略)						
5	地区市民センター行事の報告の処理			重要	軽易	
6 (略)						
7 (略)						
8 (略)						
9 (略)						
10 (略)						
○市民協働安全課						
1	市民協働及び市民活動の推進に関するこ			重要	軽易	

と。					
2 (略)					
3 (略)					
4 (略)					
5 四日市市客引き行為等の防止に関する条例(平成27年四日市市条例第43号)の規定に違反する行為に対する勧告、中止命令等に関すること。			重要	軽易	
6 所管施設の臨時休館又は開館時間の変更の決定			○		
○文化振興課					
1及び2 (略)					
3 所管施設の臨時休館又は開館時間の変更の決定			○		
○市民課 (略)					
(略)					
〔商工農水部〕					
○商工課					
1 商工業者及び団体の指導育成			重要	軽易	
2 商工業関係者の表彰			○		
3 企業立地に関すること。	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	
4 立地奨励金交付対象施設の指定に関すること。		○			

5 立地奨励金交付対象 施設に係る投下固定資産総額の変更の届出に関すること。		立地奨励金の交付 予定総額の変更が 1,000万円以上の場合	立地奨励金の交付 予定総額の変更が 1,000万円未満の場合		
6 立地奨励金交付対象 施設の操業開始の届出に関すること。			○		
7 立地奨励金交付対象 施設の指定及び立地奨励金の交付に係る申請の内容（投下固定資産総額を除く。）の変更の届出に関すること。			○		
8 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく工場適地の選定	○				
9 工場立地法に基づく 勧告及び命令			○		
10 工場立地法に基づく 届出に関すること。				○	
11 工業者及び団体の 指導育成			重要	軽易	
○農水振興課（略）					
○けいりん事業課（略）					
（略）					

改正前

別表第2（第5条関係）

個別事項

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
(略)					
[総務部]					
○総務課					
1 から 8 まで (略)					
<u>9</u> (略)					
<u>10</u> (略)					
<u>11</u> (略)					
<u>12</u> (略)					
○人事課 (略)					
○調達契約課 (略)					
○検査室 (略)					
○IT推進課 (略)					
○人権・同和政策課 (略)					
○人権センター (略)					
(略)					
[市民文化部]					
○市民生活課					
1 (略)					
2 四日市市自治会連合 会に関する事。			○		
3 <u>自治会長大会の連絡 調整</u>				○	
4 (略)					
<u>5</u> (略)					
<u>6</u> (略)					
<u>7</u> (略)					
<u>8</u> (略)					

9 簡易な地区市民センター行事の報告の処理			○		
10 (略)					
○市民協働安全課					
1 地縁団体の認可に関すること。		重要	軽易		
2 市民活動団体に関すること。			重要	軽易	
3 (略)					
4 (略)					
5 (略)					
○文化振興課					
1 文化功労者表彰の決定に関すること。		○			
2 文化団体に関すること。			重要	軽易	
3 後援名義等に関すること。			重要	軽易	
○市民課 (略)					
(略)					
〔商工農水部〕					
○商業勤労課					
1 商工業者及び団体の指導育成			重要	軽易	
2 商工業関係者の表彰			○		
○工業振興課					
1 企業立地に関すること。	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	
2 立地奨励金交付対象施設の指定に関すること。		○			

3 立地奨励金交付対象 施設に係る投下固定資産総額の変更の届出に関すること。		立地奨励金の交付 予定総額の変更が 1,000万円以上の場合	立地奨励金の交付 予定総額の変更が 1,000万円未満の場合		
4 立地奨励金交付対象 施設の操業開始の届出に関すること。			○		
5 立地奨励金交付対象 施設の指定及び立地奨励金の交付に係る申請の内容（投下固定資産総額を除く。）の変更の届出に関すること。			○		
6 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく工場適地の選定	○				
7 工場立地法に基づく 勧告及び命令			○		
8 工場立地法に基づく 届出に関すること。				○	
9 工業者及び団体の指導育成			重要	軽易	
○農水振興課（略）					
○けいりん事業課（略）					
（略）					

（四日市市職員安全衛生管理規程の一部改正）

第3条 四日市市職員安全衛生管理規程（昭和62年四日市市訓令第7号）の一部を次のように改正する。

改正後				
別表第1（第23条関係）				
健康診断項目				
種類	対象者	検査項目	回数	備考
(略)				
特別健康診断				
(1) (略)				
(2) (略)				
(3) B・C型肝炎 検診	保健師及び 保健所並び に北部・南 部清掃事業 所の該当職 員	ア 業務歴、既往歴の調査 イ 自・他覚症状の有無の 検査 ウ HBs抗原抗体検査 エ HCV抗体検査	年1回	
(4) 清掃業務従 事者検診	北部・南部 清掃事業所 職員	ア 業務歴、既往歴の調査 イ 自・他覚症状の有無の 検査 ウ 腰椎基本診断 エ 腰部X線撮影（直接）	随時	
(5) (略)				
(6) (略)				
(7) (略)				
(8) (略)				
(9) (略)				
(10) (略)				
(11) (略)				
(12) (略)				
(13) (略)	保育士	(4) のア～エ	随時	

	幼稚園教諭 小中学校障 害児学級介 助員	(12)のウ、オ～キ		
(14) (略)				
(15) (略)				

改正前				
別表第1 (第23条関係)				
健康診断項目				
種類	対象者	検査項目	回数	備考
(略)				
特別健康診断 (1) 深夜業務従 事者検診	北部清掃工 場の該当職 員	ア 業務歴、既往歴の調査 イ 自・他覚症状の有無の 検査 ウ 身長、体重、視力の検 査 エ 血圧測定 オ 尿検査(蛋白・糖・ウ ロビリノーゲン) 清掃工場職員について は、次の項目を追加す る。 カ 肺気量分画測定検査 キ 呼吸抵抗検査	定期健康 診断のほ かに年1 回	
(2) (略)				
(3) (略)				
(4) B・C型肝炎 検診	保健師及び 保健所、北	ア 業務歴、既往歴の調査 イ 自・他覚症状の有無の	年1回	

	部・南部清掃事業所並びに南部埋立処分場の該当職員	検査 ウ HBs抗原抗体検査 エ HCV抗体検査		
(5) 清掃業務従事者検診	北部・南部清掃事業所、北部清掃工場及び南部埋立処分場職員	ア 業務歴、既往歴の調査 イ 自・他覚症状の有無の検査 ウ 腰椎基本診断 エ 腰部X線撮影（直接）	随時	
(6) (略)				
(7) (略)				
(8) (略)				
(9) (略)				
(10) (略)				
(11) (略)				
(12) (略)				
(13) (略)				
(14) 保育業務従事者検診	保育士 幼稚園教諭 小中学校障害児学級介助員	(5)のア～エ (13)のウ、オ～キ	随時	
(15) (略)				
(16) (略)				

（四日市市清掃事業所処務規程の一部改正）

第4条 四日市市清掃事業所処務規程（昭和44年四日市市訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(係の設置)</p> <p>第3条 清掃事業所に次の係を置く。</p> <p>作業係</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第4条 清掃事業所の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一般廃棄物の収集<u>及び運搬</u>に関すること。</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第5条 清掃事業所に<u>所長</u>、係長その他の職員を置く。</p> <p>(<u>所長</u>等の職責)</p> <p>第6条 <u>所長</u>は、上司の命を受けて清掃事業所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p>	<p>(係の設置)</p> <p>第3条 清掃事業所<u>(南部埋立処分場を除く。)</u>に次の係を置く。</p> <p>作業係</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第4条 清掃事業所の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一般廃棄物の収集、<u>運搬及び最終処分</u>に関すること。</p> <p><u>(2) 一般廃棄物最終処分施設の管理及び運営に関すること。</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第5条 清掃事業所に<u>所(場)長</u>、係長<u>(南部埋立処分場を除く。)</u>その他の職員を置く。</p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、南部埋立処分場に副場長を置くことができる。</u></p> <p>(<u>所(場)長</u>等の職責)</p> <p>第6条 <u>所(場)長</u>は、上司の命を受けて清掃事業所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p>

2 係長は所長を補佐し、所長に事故あるときはその職務を代行する。

(専決事項)

第7条 所長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例若しくは重要と認められるものについては、上司の決裁を受けるものとする。

(1)から(4)まで (略)

(日誌)

第8条 所長は日誌を備え、毎日執務の概要その他必要と認める事項を記入し、特別な場合を除くほか、1月ごとに上司に供覧するものとする。

(事故発生の場合)

第9条 災害発生その他の事故が発生したときは所長は必要に応じて、適切な措置をとるものとする。

(防災計画の作成等)

第10条 所長は、清掃事業所に係る防災計画の作成その他防災上必要な管理を行うものとする。

2 副場長は場長を補佐し、場長に事故あるときはその職務を代行する。

3 係長は所(場)長を補佐し、所(場)長に事故あるときはその職務を代行する。

(専決事項)

第7条 所(場)長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例若しくは重要と認められるものについては、上司の決裁を受けるものとする。

(1)から(4)まで (略)

(日誌)

第8条 所(場)長は日誌を備え、毎日執務の概要その他必要と認める事項を記入し、特別な場合を除くほか、10日ごとに上司に供覧するものとする。

(事故発生の場合)

第9条 災害発生その他の事故が発生したときは所(場)長は必要に応じて、適切な措置をとるものとする。

(防災計画の作成等)

第10条 所(場)長は、清掃事業所に係る防災計画の作成その他防災上必要な管理を行うものとする。

(四日市市北部清掃工場処務規程の廃止)

第5条 四日市市北部清掃工場処務規程(昭和48年四日市市訓令甲第4号)は、廃

止する。

(四日市市楠衛生センター処務規程の廃止)

第6条 四日市市楠衛生センター処務規程(平成17年四日市市訓令第8号)は、廃止する。

(四日市市会計管理室処務規程の一部改正)

第7条 四日市市会計管理室処務規程(昭和39年四日市市訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 四日市市会計管理者の補助組織設置規則(昭和39年四日市市規則第13号)第1条第2項の各係の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>出納係</p> <p>(1)から(7)まで (略)</p> <p>(8) <u>用品(全庁共通の事務用品等に限る。)</u>の選定に関する<u>こと。</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) <u>係の所管事務に係る会計実地検査の実施及び自己検査の確認に関する<u>こと。</u></u></p> <p>(11) (略)</p> <p>審査係</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>係の所管事務に係る会計実地検査の実施及び自己検査の確認に関する<u>こと。</u></u></p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 四日市市会計管理者の補助組織設置規則(昭和39年四日市市規則第13号)第1条第2項の各係の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>出納係</p> <p>(1)から(7)まで (略)</p> <p>(8) 用品の選定に関する<u>こと。</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) <u>税務署への源泉所得税の払込みに関する<u>こと。</u></u></p> <p>(11) (略)</p> <p>審査係</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 会計実地検査の実施及び自己検査の確認に関する<u>こと。</u></p>

<p>(4) 定期支払<u>システム</u>に関する こと。</p> <p>(5) <u>税務署への源泉所得税の払込み</u> <u>に関すること。</u></p>	<p>(4) 定期支払に関する こと。</p>
--	-----------------------------

(四日市市消防長専決規程の一部改正)

第8条 四日市市消防長専決規程（昭和59年四日市市訓令第27号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(専決事項)</p> <p>第2条 消防長の専決事項は、次に掲げるもののほか、四日市市事務専決規程（昭和35年四日市市訓令甲第7号）別表第1に定める部長専決区分に掲げる事項とする。</p> <p>(1)から(8)まで (略)</p> <p>(9) <u>消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項に基づく消防相互応援協定による応援出動及び</u> <u>応援要請に関すること。</u></p>	<p>(専決事項)</p> <p>第2条 消防長の専決事項は、次に掲げるもののほか、四日市市事務専決規程（昭和35年四日市市訓令甲第7号）別表第1に定める部長専決区分に掲げる事項とする。</p> <p>(1)から(8)まで (略)</p>

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(総務部総務課)